

会議録

令和4年第1回更別村議会臨時会

第1日（令和4年1月21日）

◎議事日程（第1日）

- 第 1 会議録署名議員指名の件
- 第 2 議会運営委員長報告
- 第 3 会期決定の件
- 第 4 諸般の報告
- 第 5 一般行政報告
- 第 6 教育行政報告
- 第 7 議案第 1号 令和3年度更別村一般会計補正予算（第11号）の件
- 第 8 議案第 2号 令和3年度更別村国民健康保険特別会計補正予算（第5号）の件

◎出席議員（7名）

議長	8番	高木修一	副議長	7番	織田忠司
	1番	遠藤久雄		3番	小谷文子
	4番	松橋昌和		5番	太田綱基
	6番	安村敏博			

◎欠席議員（0名）

◎地方自治法第121条の規定による説明員

村長	西山猛	副村長	大野仁
教育長	荻原正	代表監査委員	笠原幸宏
総務課長	末田晃啓	住民生活課長 会計管理者	小野寺達弥
保健福祉課長	新関保	診療所事務長	酒井智寛

◎職務のため出席した議会事務局職員

事務局長	佐藤敬貴	書記	伊東秀行
書記	南雲美幸		

(午前10時00分開会)

◎開会宣告

○議 長 ただいまの出席議員は7名であります。

定足数に達しておりますので、これより令和4年第1回更別村議会臨時会を開会いたします。

村長より招集の挨拶があります。

西山村長。

○村 長 おはようございます。改めまして、新年明けましておめでとうございます。本年も何とぞよろしくお願ひ申し上げます。

さて、本日ここに令和4年第1回更別村議会臨時会の招集をお願い申し上げましたところ、議員各位の皆様におかれましては大変ご多忙の中ご出席を賜り、厚く御礼を申し上げます。

令和4年は天候にも恵まれ、穏やかな新春の幕開けとなりました。まず、新春の明るい話題として、本年1月1日付村住民基本台帳の統計によりますと、本村の外国人を含む人口動態が昨年の3,151人から自然増減でプラス4人、社会増減でプラス22人の計26人の増となり、総人口は3,177人、世帯数で1,359世帯となり、人口増加に転じました。令和元年の総人口と同じレベルまで回復しております。人口減少が始まった平成22年より何と12年ぶりの人口増加となりました。詳しい分析はまだですが、大幅な出生数の増加と転入の増加というところで首都圏からサテライトオフィス進出による転入も目立ちました。何よりもこれまで村の職員が粛々と子育て支援の充実や住環境の整備、移住定住の促進や企業誘致等の各分野の行政執行に日々住民に寄り添いながら地道に取り組んでくれた成果であると確信をしております。この結果に決して一喜一憂することなく、引き続き少子高齢化、人口減少の課題解決に力を注いでまいりたいと考えております。

さて、年が明け、積雪が少なく、秋まき小麦への影響が懸念されたところではありますが、一転して先日の大雪により膨大な除雪、排雪作業を余儀なくされ、ビニールハウスの倒壊など湿った大量の降雪による影響を受け、少なからぬ被害が生じているとの報告を受けているところであります。また、甚大な被害をもたらした昨年12月の暴風雨ですが、後ほど一般行政報告にもありますように、観測史上最大となる31.5メートルの強風により、倒木による交通障害、屋根や建築物の破損、電柱倒壊による24時間以上にわたる大規模停電が発生しました。村としても直ちに災害対策本部を設置し、被害状況の把握、住民の安全確認、支障木の撤去等の迅速な災害復旧に努めてまいりました。今回災害復旧や春からの円滑な営農体制の整備に向け、固定資産税の減免や災害救助費、見舞金の支給など今臨時会に補正予算として計上しております。ご審議のほどをよろしくお願ひ申し上げます。

1月18日現在での固定資産税の減免件数ですが、申請件数が136棟あり、内閣府の被害認定基準運用指針による被害状況の現地確認の結果、全壊16棟、半壊2棟、準半壊64棟の計82棟となり、減免の額は16万2,934円となっております。

また、見舞金の申込み状況ですが、今回は支給額を引き上げ、全壊20万円、半壊10万円、半壊未満2万円としております。1月18日現在申込み件数が64件中、見舞金の決定額は、住宅7件、38万円、住宅以外の施設9件、58万円、事業用建物28件、184万円、見舞金の対象者44件、280万円となっております。なお、申込みは2月16日まで受け付けており、今後増加することも見込まれます。

さて、国内初感染から2年を経過した新型コロナウイルス感染症であります。新種のオミクロン株が急速に広がり、全国的にも第6波が押し寄せている状況にあります。今月より3回目の接種を医療従事者や高齢者施設の入所者を優先して実施しております。一般の高齢者の皆さんには2月2日から毎週水曜日実施することとし、現在随時接種券を発送、予約を受け付けております。追加接種の前倒しにつきましては、通常の村の医療体制を崩すことなく堅持し、予約枠を大幅に拡大して対応しております。

なお、5歳から11歳までの希望者の接種につきましては、3月の接種開始に向け準備を進めているところであります。

また、新型コロナウイルス感染症に伴う住民税非課税世帯に対する臨時特別給付金につきましては、住民税均等割が非課税である世帯に1世帯当たり10万円を支給するため、所要の経費を予算計上しております。給付時期につきましては、2月下旬を予定しているところであります。

現在各行政区における行政区懇談会を実施しておりますが、令和4年度の主な事業計画、3回目のコロナワクチンの接種計画、農村地域における光回線の4月からの運用開始等の説明を行っております。あわせて、村政全般に関わるご意見、ご要望についても伺い、今後の施策にしっかりと生かしてまいりたいと考えております。懇談会の内容につきましては、3月号の村長室だよりでご報告をさせていただきます。

また、昨年、強風による停電以降、温泉設備の不調が続き、修繕しながら営業してまいりましたが、設備故障が後を絶たず、やむなく福祉の里温泉を14日から休止しております。早急な復旧を目指し、点検、修繕作業を急ピッチで実施しているところでありますが、村民の皆様には大変なご不便をおかけしておりますことに心より深くおわびを申し上げます。

さて、国政施策におきましては、国が推し進める地方と都市の格差解消、地方活性化などの持続可能な地域づくりを進めるためのマイナンバーの普及、スーパーシティを視野に入れたデジタル田園都市構想に関する予算措置と成長戦略にのっとり、本年度総務省より採択を受けたNECや長大などIT企業と現在作成中のスマートシティーデータ連携基盤作成作業や、同じく国土交通省から採択を受けました防災システムやスマート農業に活用する全村3Dマップの作成作業、首都圏の企業から強い要望のある新たな拠点としてのサテライトオフィスの新設への取組など、村としても包摂性のある更別村の未来を目指すため、着手可能なところから様々な分野でのデジタル化を強力で推し進めたいと考えております。

令和4年も第6期総合計画の着実な実施と諸課題の解決のため、職員一丸となって村づ

くりに邁進してまいる所存であります。重ねて議員各位の皆様のご指導とご鞭撻を心よりお願い申し上げます。

本臨時会におきましては、一般会計補正予算の件、国民健康保険特別会計補正予算の件の計2件につきましてご審議をお願いするものであります。

よろしくお願いを申し上げ、開会に当たりましてのご挨拶とさせていただきます。どうかよろしくお願いたします。

○議 長 村長の挨拶が終わりました。

◎開議宣告

○議 長 直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。

◎日程第1 会議録署名議員指名の件

○議 長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、議長において3番、小谷さん、4番、松橋さんを指名いたします。

◎日程第2 議会運営委員長報告

○議 長 日程第2、議会運営委員長報告を行います。

さきの本会議において議会運営委員会に付託いたしました本臨時会の議事、運営等に関し、協議決定した内容についての報告を求めます。

安村議会運営委員長。

○安村議会運営委員長 議会運営委員会において協議決定した内容を報告いたします。

さきに第1回議会臨時会の議事運営等に関して議長から諮問がありましたので、これに応じ1月20日午前10時より議会運営委員会を開き、付議事件及び議事日程並びに会期等について慎重に協議いたしました。

その結果、会期については提出案件の状況などを考慮し、検討した結果、本日1日間とすることが適当であると認められました。

以上、委員会での結果を報告申し上げますが、本臨時会の議事運営が円滑に行われますようよろしくお願い申し上げます。

○議 長 委員長の報告が終わりました。

なお、ただいまの委員長報告に対する質疑は省略いたします。

◎日程第3 会期決定の件

○議 長 日程第3、会期決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は、本日1日間といたしたいと思っております。これにご

異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、会期は1日間と決定しました。

◎日程第4 諸般の報告

○議 長 日程第4、諸般の報告をいたします。

諸般の報告は、印刷してお手元に配布しておきましたので、ご了承願います。

◎日程第5 一般行政報告

○議 長 日程第5、一般行政報告を行います。

一般行政報告は、文書で配布されております。

なお、口頭で補足説明を求められておりますので、発言を許します。

西山村長。

○村 長 では、私のほうから口頭での説明をさせていただきます。

1、暴風雨による被害対応について。

1、発生状況、12月1日、急速に発達した低気圧の影響により、村内全域で風が強まり、統計以来の極値となる最大瞬間風速31.5メートル(午後7時9分)を記録しました。倒木やビニールハウスなどの飛来物等により高圧線が断線し、広範囲で停電が発生しました。

2、対応として、12月1日午前5時34分、暴風警報が発令。午後5時39分、旭区、新栄町、本町で停電発生。午後6時、緑町、柏町の一部を除く村内全域で停電が発生しました。午後8時30分、更別小学校に避難所を開設しました。

12月2日午前5時30分、災害対策本部を設置、被害状況巡回班、作業班を編成しました。午前6時、被害状況巡回、作業、巡回班8班16名、作業班2班8名、公共施設、随時、各施設管理担当で巡回作業を行いました。午前9時、更別村社会福祉センターに避難所を変更、避難行動要支援者への安否確認を行いました。内容につきましては、電話確認71名、59世帯、家庭訪問18名、16世帯であります。次のページにまいります。午後10時33分、村内全戸の停電復旧を確認。

12月3日午前8時40分、避難所を閉鎖、災害対策本部を解散しました。

3の住民への情報提供ですが、暴風警報発生後、倒木により交通障害が多数発生していること、屋外は大変危険であり、外出しないことを防災行政無線で放送し、村民に対し注意を呼びかけました。その後9回にわたり暴風、停電に関する放送を行い、村民に情報を提供するとともに注意喚起を行いました。防災行政無線の放送内容は、村ホームページに掲載するとともに防災さらべつメールより配信をいたしました。

4、被害状況ですが、人的被害は軽症2名。住家被害、一部破損11棟。非住家被害、全壊2棟、半壊1棟、公共施設半壊1棟。農業被害、営農施設破損183か所。土木被害、河川

6か所、道路54か所。林業被害、村有林14か所。商工被害、商業被害7件、工業被害3件となっております。

また、暴風被害に伴う村有林の枝払い作業について行っております。今般の暴風被害に伴い、村有林の倒木処理を実施したところであります。村有林に面した畑地には枝が散乱した状態であり、農作業に極力支障がないように撤去する必要がありますが生じました。JA職員協力の下、枝拾い作業を実施しました。当初は全村的に巡回する予定でしたが、作業は予想以上に人員と時間を要する状況であったことから、今回は倒木被害の大きかった箇所を対象に作業を実施しました。作業期間は、12月21日火曜日から23日木曜日まで、27日月曜日から28日火曜日までの計5日間であります。作業体制、産業課職員延べ28名、JA産業課職員延べ51名、計延べ79名で実施をしております。作業状況、6か所において行っております。

今回の災害を貴重な教訓とし、改めて強固な防災体制の確立に向け取り組んでまいりたいと思います。

以上、私からの口頭での報告とさせていただきます。

○議長 長 これにて村長からの一般行政報告を終わります。

これから一般行政報告に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。

4番、松橋さん。

○4番松橋議員 1つ確認をさせていただきたいのですけれども、対策本部が早急に立ち上げられて本当に努力されたことはありがたいことだと思っております。ただ、風の被害において避難所、福祉センターが第1位の避難所の指定、1位、2位はなくても、それで停電のために更別小学校へ急遽変更したと。そして、直ってからここへ来た。それで、以前にもそういう電気の停電の場合のお話があったかと思うのですけれども、一番気になる災害救助、今回は更別小学校で停電でないから、そこへ移したという考え方になるのでしょうかけれども、確認させていただきたいのですけれども、こういう災害は、これから地震も含めいろんなことで想定される中で、福祉センターの発電設備というのですか、そこが停電だということ自体が避難所であるところが気になる場所なので、その辺の早急の整備の必要性はあると思うのですけれども、もしお答えがあればお聞きしたいのですけれども。

○議長 長 末田総務課長。

○総務課長 福祉センターが第1避難所ということになっていきますので、通常であれば社会福祉センターをまず避難所として設定することになりますけれども、今回は議員のご質問のとおり停電になっていましたので、停電になっていない小学校に避難所を開設したということになります。福祉センターは避難所になりますので、非常用発電の必要性があればその整備も必要になりますけれども、避難所の物資として発電機ですとかストーブですとか用意してありますので、停電になってもそういったもので避難所の開設は可能です。

れども、福祉センターも今回開設することは可能ではありましたが、電気が通っている小学校で開設するほうが実際に避難所に避難される方にとってはよろしいであろうということで小学校に避難所を開設しました。福祉センターに非常用発電の設備を設置するという考え方もあろうかと思いますが、今のところはそのような考え方で避難所のほうを設定しております。

以上でございます。

○議 長 4番、松橋さん。

○4番松橋議員 説明のとおりだと思うのですけれども、これからどんな災害が起きるか分からぬにしても、それは投資になるかもしれませんけれども、災害がなければ幸せで一番いいことなのですから、行政として、今回けがした人は軽症であるとはいえますけれども、建物の被害、風倒木の被害よりも住民の救助ですから、その辺は予算措置を早急に講じて将来的にも考える必要があると思います。

以上です。

○議 長 末田総務課長。

○総務課長 以前も胆振東部地震でブラックアウトになったときにも福祉センターに避難所を開設しました。そのときも福祉センターは停電だったのですけれども、ほかにも全域的に停電だったので、福祉センターに避難所を開設しましたけれども、冬期間ではありませんでしたけれども、福祉センターに避難所を開設することはできました。今回は冬期間なので、暖房を考えなければいけないのですけれども、ストーブですとか発電機の備蓄をしているので、避難所を開設できないわけではないということではございますが、非常用発電の考え方については今後検討させていただきます。

以上でございます。

○議 長 5番、太田さん。

○5番太田議員 被害状況等も先ほど村長からご説明いただいたのですけれども、この後の一般会計の補正予算でも災害見舞金ということで全壊、半壊、準半壊、いろんな段階でお金が助成されると思うのですけれども、農業被害状況でも183か所ということで、これ1件でも何か所かあったりだとかハウスが飛んだとかということで、春からのビートのポット作業からハウス使うことがあると思うのですけれども、今までの例えば頑丈なハウスで飛ばなかった家はよかったかもしれないのですけれども、小さめの古いやつだと飛んだという被害がかなりあったと思うのですけれども、それをまた同じのを造るといったときに、また同じような風が来たらということを見ると、もっと強い、村長もおっしゃられたとおり強固なという言葉のとおり、本当に強い農業をつくるためにはある程度今のときに投資をして、作業が今後風にも対応できたものにしていかなければ強い農業というものもつくっていけないのかなというふうに私は感じるのですけれども、今後の営農作業に向けた課題というところで今の半壊どうのこうのというので見舞金ということではなくて、持続的な営農ということで投資の金額も今までよりは多額になるということが考えられるので

すけれども、そういったことへの利子の補給だとか、そういったことへの道への要請とか、今後の村の考え方ということについてご答弁いただければと思います。

○議 長 大野副村長。

○副 村 長 ただいまの議員のご質問につきまして、道への支援等につきましては機会あるごとにそこは対応させていただいているというところでございます。補助金等そういったところにつきまして、国または道についてもそこについてはこちら側のほうからの対応ということで要望はさせていただいているところでございます。利子補給につきましても、どの程度の投資ということになるのか、そこは今後検討させていただいた上での対応ということになるかとは思いますが、必要性があるということであればまたご検討させていただければというふうに思っております。

以上でございます。

○議 長 5番、太田さん。

○5番太田議員 今後検討していただけるということなのですが、私の把握している中でも農家箇所箇所によって被害の状況は全然違って、今後の営農ということに響いてきたりだとか、そういった不安な声も聞こえていますので、ぜひその辺の検討ですか、十分していただければと思います。

以上です。

○議 長 西山村長。

○村 長 今副長からも説明させてもらいましたけれども、太田議員さんのおっしゃるとおり、今行政懇談会でお話し申し上げているのですけれども、商店街も2,000万円ほどの損害ありましたけれども、村全体でいきますと農家の方被害が全くなかったところが一件もないという状況であります。全ての生産者の皆さん何らかの形で被害を受けています。道議会議員さん、代議士さん、国会議員さんとか直ちに回って現場の状況を確認したり聞き取り調査をしました。JAさんとも今協議をして組合長さんともお話をしていますけれども、保険等に入っている建物、そうでない建物もありますし、その部分についてはいろいろと費用もかかるということで、その場合のときの利子補給とか、その部分についてはしっかり対応していきましようということで話をしております。災害、すぐに道の十勝総合振興局の水戸部局長さんに要請をし、そして帯広開発建設部、電源車2台派遣してもらいましたけれども、そういう形で今後のいろいろと道路、河川、村有林の関係もありまして、まだまだ残っているところもありますので、そういうところについても要請をしてきているところでありますが、今後春からの営農ということで、またそれに大雪が降ったということで、せっかく修繕したところが倒壊してしまった例も何件か聞いておりますので、村とJAがタッグを組んでその部分についてしっかり対応をしていきたいというふうに考えております。

以上であります。

○議 長 ほかにありませんか。

(なしの声あり)

○議 長 これで質疑を終わります。

◎日程第6 教育行政報告

○議 長 日程第6、教育行政報告を行います。

教育行政報告は、文書で配布されております。

これで教育長からの教育行政報告を終わります。

これから教育行政報告に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで質疑を終わります。

◎日程第7 議案第1号

○議 長 日程第7、議案第1号 令和3年度更別村一般会計補正予算（第11号）の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

西山村長。

○村 長 議案第1号 令和3年度更別村一般会計補正予算(第11号)の件であります。

第1条としまして、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,242万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ49億4,929万7,000円とするものであります。

なお、大野副村長に補足説明をいたさせます。

以上、ご提案申し上げ、ご審議方をよろしくお願い申し上げます。

○議 長 大野副村長。

○副 村 長 では、私のほうから令和3年度更別村一般会計補正予算（第11号）につきましてご説明させていただきます。

令和3年度更別村一般会計補正予算は、第1条のとおり歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,242万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ49億4,929万7,000円とするもので、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものでございます。

次に、第2条、繰越明許費につきましては、地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」によるものでございます。

それでは、歳入歳出補正予算の補正につきまして、歳入歳出補正予算事項別明細書によりご説明いたします。まずは、歳出からご説明いたします。7ページをお開き願います。款2総務費、項1総務管理費、目1一般管理費は14万3,000円を追加し、補正後の額を6億9,036万9,000円とするものでございます。説明欄(1)、職員等人件費は、人事異動に伴う

増減でございます。

款3民生費、項1社会福祉費、目1社会福祉総務費は3,050万円を追加し、補正後の額を2億1,608万1,000円とするものでございます。説明欄(1)、臨時特別給付金給付事業、8ページをお開き願います。住民税非課税世帯等300世帯に対します10万円の臨時特別給付金の支給と支給に関連いたします事務経費でございます。

目2福祉の里総合センター費は50万円を追加し、6,634万1,000円とするものでございます。説明欄(1)、福祉の里総合センター維持管理費は、生活支援ハウスのスロープに設置しておりますロードヒーティングにつきまして修繕するものでございます。

項3老人福祉費、目2老人保健福祉センター費は520万円を追加し、5,528万円とするものでございます。説明欄(1)、老人保健福祉センター維持管理経費は加圧ポンプや循環ポンプ、モーター等の設備を修繕するためのもの、(2)、老人保健福祉センター改修事業は膨張タンク、多段渦巻ポンプ等の交換を行うためのものでございます。なお、交換に必要な膨張タンクや多段渦巻ポンプ等につきましては、直ちに入手が困難な状況であり、交換までに時間を要することから、繰越しとさせていただくものでございます。先ほど村長のご挨拶の中にもありましたが、温泉施設につきましては昨年12月1日の強風による停電以降温泉設備の不調が続いており、修繕を行いながら営業してまいりましたが、設備故障が後を絶たない状況のため、やむなく1月14日から当面の間休止させていただいているところでございます。必要な修繕、改修を実施して早期の営業開始を目指しておりますが、少し時間がかかる状況となっておりますので、ご理解いただくようお願いいたします。

続きまして、9ページをお開き願います。項4災害救助費、目1災害救助費は520万円を追加し、536万3,000円とするものでございます。説明欄(1)、災害救助事業経費は、12月1日の暴風災害により被害に遭われた方々への災害見舞金でございます。内訳といたしましては、全壊が3件、半壊が40件、半壊未満が30件となっております。

款4衛生費、項1保健衛生費、目4診療所費は88万円を追加し、9,158万6,000円とするものでございます。説明欄(1)、特別会計(診療施設勘定)繰出金は、人事異動に伴う人件費等の繰り出しによるものでございます。

歳出の説明は以上とさせていただきます。

次に、歳入についてご説明させていただきます。6ページをお開き願います。款10地方交付税、項1地方交付税、目1地方交付税は1,192万3,000円を追加し、補正後の額を19億7,492万6,000円とするものでございます。普通交付税の増加によるものでございます。

款14国庫支出金、項2国庫補助金、目2民生費国庫補助金は3,050万円を追加し、補正後の額を1億2,159万6,000円とするものでございます。歳出でご説明いたしました住民税非課税世帯等への臨時特別給付金事業に対する国庫補助金でございます。

続きまして、第2表、繰越明許費についてご説明いたします。3ページをお開き願います。繰越明許費につきましては、記載されているとおりであります。歳出でご説明いたしました温泉設備の交換に必要な膨張タンクや多段渦巻ポンプ等については直ちに入手

が困難な状況であり、交換までに時間を要することから、220万円繰り越すものでございます。

なお、10ページ以降は給与費明細書でございます。人事異動に伴い、一般会計と特別会計（診療施設勘定）間で人件費等が繰り出し、繰入れしておりますので、お目通し願います。

令和3年度更別村一般会計補正予算（第11号）の補足説明は以上でございます。

○議長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。

6番、安村さん。

○6番安村議員 温泉の関係、いま一度確認をさせてください。

12月1日の強風以降頻繁に温泉が一時休止するというので放送も入ったわけですが、基本的に温泉施設もかなり年数がたってということで老朽化しているというふうに私も認識しております。ゆえに、特殊な機械等の導入により、それらの部品も含めてなかなか調達できないという僕は実態もあると思うのです。長くこれから温泉施設を継続するためにも、確かに今の早急な対策も必要でしょうけれども、抜本的に大改装する、この機会ですので、大改装をするという思いもあつての集約も必要かなというふうに私は感じているわけなのですが、これだけの金額ということもございまして、繰越明許もありますけれども、なかなか早急に部品もそれらの部分調達できないという現状を鑑みますと、もう少し近代的というか、改修できるものについてはしっかり改修して、修繕というよりもこれからの対応も含めて抜本的なものをきちっと根本から直していくというのもこの機会ですので、本当に住民にご迷惑をかけている部分あるかもしれませんが、そういう部分の視野に立った対応も必要かと思われまして、その点の考え方についてご説明いただければというふうに思います。

○議長 長 新関保健福祉課長。

○保健福祉課長 このたび温泉、設備不調というようなことでご迷惑をおかけしております。大変申し訳なく思っております。今回温泉設備の故障の関係なのですが、まず経過というか、現状の報告なのですが、直接的には今年の強風の後から温泉の設備関係で不具合が出て臨時休館としていたということなのですが、大きくは循環系、要は温泉水、それとパネルヒーター、それと床暖房、3系統をボイラーで加熱して循環させているのですが、何らかの原因によって循環がうまくいかないということで、営業途中で温度がどんどん下がってきたりだとか、そのようなことが幾度なく続いておりました。その都度その原因を探りながら修繕に当たってきておりました。原因としては恐らく、循環ということですので、いろんな部分で送水するようなポンプですとか弁ですとか、いろんな部材が絡んできておりました。恐らく経年劣化的な部分で複数箇所にあつてそういう箇所が出てきたのかなということになっていました。今まで圧力の関係でなかなか安定していなかったということで、床暖房ですとかパネルヒーターだとかを閉じたりだと

か運用しながら、通常であれば機械設備のほうで自動で切り替えたりだとかということの機能がなかなかないということで、担当とかがある程度手動で対応したりだとかということでここ数か月行ってきたのですけれども、ついに13日の夜、それでも追いつかないほどまでいってしまったということです。その中で、今回も補正予算でいろいろと何件か上げているのですけれども、それぞれの部材、経年劣化ということでかなり能力が落ちているということです。複数箇所今交換する旨手配して、物によっては交換できるものと時間がかかるものがあります。先ほど言った繰り越して今予定しておるものは膨張タンクということで、圧力だとかかかったときに一時的に逃がすような機能を持つようなタンクがあるのですけれども、こちらが現状機能していないだろうということで、こちらについては発注から数か月納品までかかるということで、どうしても年度を今またぐ、3月をまたぐような状況になりそうなものですから、こちらについては繰越しということで、物が入り次第すぐ修繕したいということになっております。

今回閉館した中で全面的に点検作業を進めておまして、その中で分かったこととしましては床暖房の系統の配管で水漏れが分かりました。ですので、恐らくその部分がかなり大きく循環に影響していたのかなということになっております。こちら今水漏れの部分を修繕をしている途中でありますので、そちらの部分が改善されれば恐らく先ほど言った複数箇所の部材を今の状態でも何とか温泉は暫定的にでも営業はできるのかなと思っております。最終的には全ての経年劣化の部分、備品を切り替えれば通常どおり万全な体制で営業できるかなと思っておりますので、今のところ大きく影響しているであろう箇所が今週中に修繕が終わって、その後試験運転して影響がなければ週明けにでも営業できればいいのかなというような見通しを持って今進めておりますが、別な箇所が見つかったりとなると、また延長してしまう可能性もあるのですけれども、何とか早急に営業していきたいなということに考えております。

先ほど大規模改修ということで、当然年数もかなりたっているものですから、抜本的なところでは担当の中でも協議はしているところではあるのですけれども、恐らく設備関係が数億単位の金額にもなってくるというようなこともありますので、なかなかその判断に至るまでのところには至っていないところなのですけれども、恐らく今回複数箇所が経年劣化で同時多発的な部分で故障がきていましたので、その部分を改善していけば恐らくはある程度の運用は営業はしていけるのかなと思っております。日常的には何かの症状が出たときに改めて機械故障したということでやることはどうしても後手になってしまうところではあるのですけれども、日常的に機械部分ですとかは点検しながら、ちょっとでも予兆的なものがあつた場合は速やかに対応するだとか日常的な適正な管理も必要なのかなということで、経年劣化が進み過ぎてしまったのかなというところはありますので、今後も何とかそういう日常の修繕ですとか管理体制をしっかりと取って住民の皆さんに迷惑かけないように管理していかなければいけないということで、取りあえずは今早急に営業を開始できるようにということで行っております。どうぞよろしくお願ひしたいと思ひます。

○議 長 6番、安村さん。

○6番安村議員 ただいま説明いただきましたけれども、確かに村民の負託に応えるという部分の温泉施設でございますので、はやる気持ちは十分理解できるのですが、私は心配しているというよりも基本的にせっかくのこの機会ですので、早急に再開するための手法も、これも第一条件で必要だとは思っておりますけれども、抜本的に経年劣化が起きているというのをお互いに認め合っているわけですので、その点を今現在だったら再点検できるのでないか、いい機会でないかというふうには捉えています。せっかくですから、また早急に部品も含めて劣化の進んでいる部分、故障になっている要因を単純に求めて、そして再開する、これも一つの方法でしょうけれども、せっかくの機会ですから、これから長期にわたって使うという部分を含めた中で、もう少し詳細というか丁寧な対策を打ちながら、お金はかけるところはかけて、確かに全体的にやれば何億かかるという言い方ではなくて、やっぱり適正に、耐用年数あるわけですから、物には、それを的確に把握して、その施設を造っていただいたメーカーなりなんなりのご協力もいただきながら経年劣化していく部分については年度ごとに計画的に導入するという形でないと、本当に担当者、今課長が説明いただいたように、担当者苦勞して苦勞して何とか再開したい、何とか早めに再開したいということでご尽力いただいているのは痛いほど分かるのですが、それが逆に悪い意味で足かせになるということも現実的にありますので、この機会ですので、ぜひともそういう分も予算措置化しながら長年使えるような形のものにこれから取り組んでいただきたいということで要望もしますし、そういうことも必要だということもご認識いただきたいというふうに思っています。

○議 長 新関保健福祉課長。

○保健福祉課長 ご指摘のとおりで、今回も考えられる部分というところで、当然最後は配管ですとかそっちの系統が一番影響しているというようなことなものですから、そちらも随時点検しながら今回も行っておりますし、今後も日常的に、単年で全てなのかということになりますけれども、通常営業しながらでも部分的に計画的に点検していただくか、いろんな方法は考えられると思いますので、これは専門業者とも相談しながら、私方素人ではなかなかその部分は分かりかねますので、どちらにしてもより以上にしっかりと日常の管理をするというようなことが必要なのかなということで引き続き管理していきたいなと思っております。

○議 長 西山村長。

○村 長 安村議員さんおっしゃることもっともございまして、この間私が村長になってから幾度となく故障しています。何回も止めて、そのたびに修繕をして繰り返しているということで、言ってみれば、悪いですが、私がそんなこと言ったら問題発言になりますけれども、その場しのぎといいますか、ある程度もたせて、そしてだまされだまされというような感じでできていますので、でも安村議員さんおっしゃるように経年劣化なので、その部分はしっかりと維持、継続するための毎年の修理とか点検作業は必要ですけ

れども、私はこの間もなったときに、ではいつから再開できるのだというような話を担当課ともしまして、村民の方かなりお叱り受けていますから、私。高度技術とかそんなことよりも早く温泉を直せと。本当です。スーパーシティとかと、そんなことより村長、先に温泉早く直そうよと。私はそう思っていて本当に心苦しく思っているのです。毎日のように温泉来ていらっしゃる方から見れば、この間も通りすがりのときにかなり言われました。村長さん、早く直してくださいというようなこと、忠類まで、あるいはほかの温泉施設まで行かなければいけないと。そういうことを考えると、本当に申し訳ない気持ちでいっぱいなのです。だから、取りあえず来週、今急いでいますので、応急処置でできるところはしっかりとやって、すぐ再開ということを目指していますけれども、もう一方で、安村議員さんおっしゃるとおり、抜本的にここは考えていかないとというよりも将来に向かってこのまま修繕を繰り返していくのか、それともあるときにしっかりと施設を近代化するというか、そういうこともこれからの、ずっと温泉を抱えて憩いの場になっていますから、あそこはすごく交流の場にもなっていますので、しっかりと考えていかなければいけない時期なのです。私もそのとおりです。同感です。だから、今回の故障はそういうきちんと考えていくという、そういう場にもなっていますので、私はしっかりと検討して、抜本的に変えていくのかというようなことも含めてこれは本当に真剣に検討しながら、そして計画をしっかり立てて、そして予算処置もどものぐらいだったらできるのかということも含めて皆さん方に提示をして、村民の皆さんにも理解を求めていきたいというふうに思っています。取りあえず早急に温泉の再開を目指しておりますので、その辺はご理解いただきたいというふうに思います。

以上でございます。

○議 長 6番、安村さん。

○6番安村議員 村長が答弁してくれるとは思っていなかったのですが、ちょっとびっくりしたのですが、基本的に温泉利用者という部分、多分一般的に聞けば一般の人たちの温泉利用ということの捉え方してしまいますけれども、これはデイサービスの部分も含めて、より多くの高齢者も含めて利用している施設です。ましてここ繰延べになっているCRCの関連の事業体制も含めてということで拠点にしようとしている場所ですよ、ある意味では。一般的に言えば温泉だけという捉え方ではなくて重要な施設ということの押さえで、これからの事業の展開も含めて将来的な構想も含めてという段階ですので、それらを含めて高齢者対策も含めていろんな方があの施設を利用していき、温泉という固定概念でなくて、そういう施設のものの運用も含めてということを考えると、それは立ち止まってはいけないというのが一般的な僕は捉え方だと思っています。ですから、温泉を早急に早急に、それは気持ちは分かります。はやる気持ちは分かりますけれども、基本的に今後の体制も含めてきちっと確立できるような形で、村長言ったように何回も故障故障で1日休んだり2日休んだりということの繰り返し多くなっていますので、その点きちっと村民に、逆に言えばせつかくこれだけのお金かけて修繕しても1か月、2か月後にまた休止

するというものがないような形のものの捉え方と協議の仕方とそういう部分の修繕の在り方というものをきちっと踏まえた中で進めていただきたいということで、再度要望したいというふうに思います。

○議 長 西山村長。

○村 長 今の安村議員さん、本当にしっかりと受け止めて、おっしゃるとおりの対応を取れるように取り組んでまいりたいというふうに思います。どうかよろしく願いいたします。

○議 長 ほかにありませんか。

7番、織田さん。

○7番織田議員 災害救助事業経費、この中で強風は分かるのですけれども、先ほども村長が一般行政報告の中で大雪に対しての被害の報告ございました。今回ハウスが倒壊、農村で大きなハウスが何棟か倒壊しているのですけれども、これは単純に大雪だけだと言えない部分はあると思うのです。なぜかという、以前の強風で結構施設が傷んでいる、そして補強が間に合わなかった、そういう部分はあると思うので、この事業の中に今回の大雪によるハウスの倒壊などをこれから入れたほうがいいのかという質問でございます。

○議 長 大野副村長。

○副 村 長 今回補正予算につきましては、強風の部分というところでのものになっておりますので、大雪の影響、多分そこにつきましてはまだ調査等実態のところにつきましては把握はできていないというのが実情だと思っております。ですので、今回大雪に伴ってのハウスの倒壊、そういったところにつきましては今すぐ、すみませんが、お答えというのはなかなかできないので、そこは検討させていただければというふうに思っております。

以上です。

○議 長 7番、織田さん。

○7番織田議員 検討ぜひよろしく願いいたします。

○議 長 ほかにありませんか。よろしいですか。

(なしの声あり)

○議 長 これで質疑を終わります。

これから本案に対する討論を行います。

討論の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで討論を終わります。

これから議案第1号 令和3年度更別村一般会計補正予算(第11号)の件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第8 議案第2号

○議 長 日程第8、議案第2号 令和3年度更別村国民健康保険特別会計補正予算(第5号)の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

西山村長。

○村 長 議案第2号 令和3年度更別村国民健康保険特別会計補正予算(第5号)の件であります。

第1条といたしまして、診療施設勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ88万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億2,673万8,000円とするものであります。

まず、歳出のほうからご説明を申し上げます。6ページをお開きいただきたいというふうに思います。款1総務費は48万4,000円を増額し、補正後の予算額を2億5,571万8,000円とするものであります。項1総務管理費、目1一般管理費、説明欄にまいりまして(1)、総務管理費は、一般会計との間で職員の異動があったこと、扶養の状況に異動があったことから、追加するものであります。なお、給料、職員手当等、共済費に関する補正に關しましては、8ページから10ページにかけての給与費明細書を添付しておりますので、お目通しをお願いするものであります。

款2医業費は39万6,000円を増額し、補正後の予算額を4,539万5,000円とするものであります。項1医業費、目5医療用機械器具費、説明欄にまいりまして(1)、医療機器等整備事業、7ページにもわたりますけれども、節17備品購入費の増額であります。令和4年4月より今年度まで村の保健師が担っていた医療と介護の連携コーディネーターを北海道家庭医療学センターに職員の派遣を依頼し、業務を継続していく予定としております。また、理学療法士は作業療法士を1名増員し、入院患者のリハビリの充実や休暇取得等にもリハビリ事業が停止することがないように、また加えて中札内村においてリハビリ事業を拡充する予定としております。2名分の電子カルテ用パソコンの購入費の増額であります。

次に、歳入にまいります。5ページをお開きいただきたいと思っております。款5繰入金は88万円を増額し、補正後の予算額を1億1,042万2,000円とするものであります。項1他会計繰入金、目1一般会計繰入金、説明欄にまいりまして一般病床分、救急病床分、その他運営補てん分は、診療所会計の収支の均等を保つようそれぞれ額を調整しているものであります。

以上、ご提案申し上げます、ご審議方をよろしくお願い申し上げます。

○議 長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。

6番、安村さん。

○6番安村議員 確認をさせてください。

今回理学療法士の増員ということで今募集かけている段階ですので、強化したいという提案で、まずその設備というか、その条件整備でということの今年度の補正ということで上がっておりますけれども、来年度、新年度に向けてその人員の部分も含めた多予算措置も含めて計上されるというふうに思っておりますけれども、今の説明の中でちょっと気になったのですけれども、健康管理と、もう一点は理学療法といいますか、言葉尻取るように申し訳ないのですけれども、入院患者のリハビリも含めてという説明をいただきましたけれども、これ確かに外的要因の強化というのは本当に必要だというふうに思っておりますけれども、そこでちょっと引っかかっているのは入院患者という部分、私再三再四ご指摘というよりもどうなっているのですかという確認をさせていただいている中で、介護補助員といいますか、入院患者に対する部分がなかなか充足されていない。申し訳ないけれども、いまだかつて更別に入院、ほかの病院に入っていて更別にリターンしたくても、それが対応できないということで、なかなか入院患者も受け入れていただけないと。これは現状だと思っています。現実には今の更別の実態だと思っています。それらを含めた中の改善をどう図るかという提案があって、これが私はあるべきだというふうに思っています。入院患者って単純に帯広から帰ってくる、十勝管内からの病院から帰ってくるというのでも必要かもしれませんけれども、地元の中の、きちっと今1名理学療法士いらっしゃるわけですから、それがオーバーワークになっているということであればまた話が違うのでしょうか、強化するという部分の根底の根拠が乏しいような気がしますので、その点しっかり説明今いただいて新事業年度の事業計画で再度確認させていただきたいと思っておりますけれども、その点の補足説明だけお願いします。

○議長 長 酒井診療所事務長。

○診療所事務長 今安村議員さんからご指摘ございましたとおり、看護補助員が不足しております、入院患者さんの調整をすることがあるというのは事実でございます。なので、今年度におきましては入院患者数が減少してきているというところでございますが、いろいろと募集には努めておりまして、フルタイムの看護師ではどうかということで、そういった幅を広げての募集などをしながら定員の確保に努めているところでございます。今回ご提案させていただいている理学療法士または作業療法士の増員につきましては、そういった定員を満たして入院、外来も含めそうですが、診療所のあるべき姿といいたいまいしょうか、そういったところの体制が整うという前提での増員の計画でございます。今現状では作業療法士1名いますが、介護の通所リハビリ、訪問リハビリでおおむね飽和状態といいたいまいしょうか、ある程度の時間がかかっておりまして、そういったことから、入院患者さんのリハビリ、それは医師も関わるといこともございまして、若干抑制というか、しているところがございます。そういったところを強化していく、充実させていくということをお考えの増員計画ということでございます。

以上です。

○議 長 6番、安村さん。

○6番安村議員 ご説明いただいているのですけれども、確かに今事務長がおっしゃったように、入院も含めて国保の運営自体の前提をまず整えた前提でと今説明いただいて、本当にそこはしっかりやってほしいです。それは村にだけ強要するのではなくて、そういう部分の充実を図らないと、お医者さんはいらっしゃいます。理学療法士もいます。訪問介護もします。それはそれなりの評価は高いと思うのですけれども、そこを村民が入院患者さんという部分で近く入院できて、そして家族も見れて対応できてという部分が僕は今一番求められている事項だと思っているのです。それが先行して理学療法士、これは医療センターに委託するという部分もありますから、その人件費等はまた後の問題なのでしょうけれども、やっぱり村としてそういう部分しっかりバックアップしていかないと、これ確かに訪問の理学療法必要かもしれませんけれども、自宅に帰すという部分、健康に戻って、どうであれ理学療法で健康状態をある程度回復させて自宅に送り届けるというのが僕は本来の趣旨だと思っていますので、それが整わない中でそこを先行してといっても、なかなか納得しろといっても納得できない。前提で制度というか、そういう入院も含めた国保の全体の部分をまず整えたという条件でと言われても、その条件提示がされないと、確かに訪問も含めて理学療法士の果たす役割というのは多くなっているかもしれないけれども、ちょっと違うと。基本的には地元の個々の体制をきちっと整備した上で次のステップがあるというふうに思っていますので、その点捉え方の違いもあるかもしれないのですけれども、僕はそこが村民が一番要望しているところだと思っているのです。だから、そこを充足しないと、人を集める集めるといっても、やるといっても限界があるし、何をするかというよりも、そこが前提となって村の国保という部分の健康管理も含めて対応するのだという在り方論でいってほしいなというふうに思っているのですけれども、考え方違うかもしれませんけれども、その整え方をもう少し明確に示していただきたいというふうに思っています。

○議 長 酒井診療所事務長。

○診療所事務長 職員の募集、補充につきましてはいろいろ、繰り返しになりまして申し訳ございませんが、募集に努めておりまして、確保するように努めております。なかなか現状で応募が不足しているという状況で定員割れが続いております。いろいろと定数を確保できるように、そして健全に診療所の運営につなげることができるように、何とか職員の確保について、またどういった方法が効果的なのかということも検討しながら進めたいと思っております。

以上です。

○議 長 職員の配置ではなくて診療所の運営に向けての総体的な方向性ということで、その辺をどうしていくのかということを知っているのです、職員が配置できる、できないの問題ではなくて、どういう診療体制を整えていくのかということを検討してくれないと困

るのではないですかということを行っているので、その辺の部分の診療所の在り方というものを質問されているので、その辺をもし答えることができるのであれば答えてください。もしあれであれば副長か村長答えてください。

西山村長。

○村 長 安村議員さんおっしゃるとおりです。今人員確保の問題事務長言いましたけれども、それは前々から何とかするようにと方法とかいろいろ考えていますけれども、体制としては今お医者さん4人いて訪問診療とか充実しているところもありますけれども、リハビリも今強化するということですがけれども、抜本的にはその辺の体制、その入院患者の部分最大の課題でありますから、そこを早期に解決しないと駄目ですし、我慢を強いて、我慢と言ったらおかしいですけども、入りたいけれどもなかなかということで、こちらから制限するのもそれは正しい方法ではないと思っていますし、その辺はそういうふうな今のやり方が正しいやり方ではないということで、きちんと入院の部分も、その辺もしっかりしながら、そしてその上に今の医療体制の構築ということで、正常な体制に診療所の運営を持っていかなければならないということはおもっともありますので、その辺の部分についてしっかり取り組んでいきたいなというふうなことを思っております。

以上です。

○議 長 6番、安村さん。

○6番安村議員 種々説明いただきましたけれども、お互い共有すべき点の課題は共有できているのかなというふうに思っていますけれども、今事務長から話していただいたように、人員確保も含めてということで、これの長年の課題を悪いけれども、積み残しているわけです。ずっと課題です、正直言います。入院病棟がこれだけの病棟抱えていながら一般外来に依存した、悪いけれども、ちょっと言い過ぎかもしれないけれども、一般外来に依存した形の運営ばかりをしているという、せっかく入院病棟がこれだけ、設備自体というか、入院病棟があるにもかかわらず、なかなかその部分の充足度が不足している。もう3名、4名入院されてしまったら、緊急対応も含めて一部はしてくれるのですけれども、なかなか緊急対応も困難になってきているという部分鑑みますと、空き病室を有効活用して国保の運営が僕は成り立つというふうに思っています。その点本当に人員確保、これはもう課題見えてくると思うのですね、どこが課題なのか。もうそろそろ結論を出しながら人材確保という部分、何が課題なのかという部分、そこをきちっと突き止めながら前進して、それをまとめて改善できるよと、だからこういう理学療法士だとかそういう部分の訪問介護も含めて強化していくのだという部分の僕は提案がいただきたいというふうに思っています。ちょっと言い過ぎというよりも、お互いの課題共有としてここを避けて通れないので、しっかりそこを検討するのではなくてやるのだという気持ちでいかないと、私は改善できないというふうに思っていますので、その点よろしくお願いします。

○議 長 西山村長。

○村 長 今おっしゃるとおりです。検討するというをお話しもしておりますけれ

ども、今言われたとおり、しっかりその辺については改善をしますということで取り組んでまいりたいというふうに思いますので、そこは肝に銘じてやっておりますけれども、なかなか、せっかくここまで充実した医療体制をしいていただいているのに入院部分でその部分のところは長年の課題になっていきますので、しっかり実施をしていきたいというふうに思います。

以上です。

○議 長 ほかに質疑ありませんか。

(なしの声あり)

○議 長 これで質疑を終わります。

これから本案に対する討論を行います。

討論の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで討論を終わります。

これから議案第2号 令和3年度更別村国民健康保険特別会計補正予算(第5号)の件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎閉会の宣告

○議 長 以上をもって本臨時会に付議された案件は全部終了いたしました。

これにて令和4年第1回更別村議会臨時会を閉会いたします。

(午前11時12分閉会)

上記会議の経過は、その内容と相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和 4年 1月21日

更別村議会議長

同 議員

同 議員